

**さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和8年4月

相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課

目次

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1	業務概要	1
2	スケジュール	1
3	担当部署及び問い合わせ先	1
4	参加者に必要な資格	2
5	参加手続等	2
6	参加資格の喪失	3
7	参加を辞退する場合	3

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1	業務目的・内容等	4
2	企画提案	4

第3章 企画提案審査の手続及び受注候補者の選定

1	企画提案書等の審査	6
2	プレゼンテーションの実施	6
3	評価基準	6
4	受注候補者の選定	6
5	選定の取消	7
6	その他	7

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件名
さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
- (3) 履行場所
相模原市内ほか
- (4) 業務内容
別紙1「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 仕様書」のとおり
- (5) 契約上限金額
41,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ・令和8年度：33,000,000円
 - ・令和9年度： 8,250,000円

2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月27日（月）午後5時まで
質問書受付期間	令和8年4月13日（月）から 令和8年4月27日（月）午後5時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年5月1日（金）午前9時以降
質問に対する回答送付日	令和8年5月1日（金）午前9時以降
企画提案書等提出期間	令和8年5月11日（月）から 令和8年5月25日（月）午後5時まで ※参加資格を満たす事業者のみ提出可
プレゼンテーション実施日	令和8年6月 1日（月） ※時間・会場は後日連絡
選定結果の通知日	令和8年6月12日（金）まで
契約締結	令和8年6月下旬 ※予定

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課 担当 小形・志賀
メールアドレス c.keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp
電話 042-707-7542（直通）

4 参加者に必要な資格

次の全ての要件を満たす者であること。なお、要件を満たさないことが判明した場合、参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」と言う。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）第3条の3に規定する競争入札参加資格者名簿に登載され、令和7年・8年度競争入札参加資格者として認定されている者であること。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加に必要な書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・企業の概要(様式2)

イ 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）

※提出期限を過ぎて提出された参加申込書は受け付けない。

ウ 提出方法 電子メール

※PDF形式で提出すること。

※電子メールで送付後、地域経済政策課に到達確認の電話を行うこと。

エ 提出先 相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課

メールアドレス c.keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-707-7542（直通）

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知する。

ア 日 時 令和8年5月1日（金）午前9時以降

イ 送付方法 電子メール

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次のとおり質問書(様式3)を提出すること。質問内容及びその回答は、参加申込書の提出者すべてに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）

※提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

イ 提出方法 電子メール

※PDF形式で提出すること。

※電子メールで送付後、地域経済政策課に到達確認の電話を行うこと。

ウ 提出先 相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課

メールアドレス c.keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-707-7542（直通）

エ 回答日 令和8年5月1日（金）午前9時以降

オ 回答方法 電子メール

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受注候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(1) 「第1章 4 参加者に必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

(2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

プロポーザル参加辞退届（様式4）

(2) 提出方法

電子メール

※PDFファイル形式で提出すること。

※電子メールで送付後、地域経済政策課に到達確認の電話を行うこと。

(3) 提出先

相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課

メールアドレス c.keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話 042-707-7542（直通）

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務目的・内容等

別紙1「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 仕様書」のとおり。

2 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

企画提案者は、次のとおり企画提案に必要な書類等を提出すること。

ア 提出物

提出物	提出形式・部数		備考
	データ	紙	
企画提案書（正本） 【任意様式】 ※事業者名あり	PDF ファイル	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・A4サイズ横版とし、片面印刷・20ページ以内（表紙、目次及び索引を除く）で作成すること。 ・副本には、社判やロゴマーク、所在地など、事業者名を推定できる記載をしない又はマスキングすること。
企画提案書（副本） 【任意様式】 ※事業者名なし	PDF ファイル	9部	
参考見積書 【任意様式】	PDF ファイル	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。 ・件名は「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託」とし、作成日、所在地、事業者名、代表者職・氏名を記載すること。 ・参考見積書には「内訳」を記載するか、「内訳書」を添付すること。 ・「令和8年度」及び「令和9年度」に分けて作成すること。 ・独自提案がある場合は見積金額に含めること。 ※ 参考見積書は、選考の参考（契約上限額を超えないことの確認等）として使用するものであり、予算を担保するものではない。

イ 提出期限 令和8年5月25日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 電子メールによりPDFを送付するとともに、別途、紙資料を郵送又は持参により提出すること。

※電子メールで送付後、地域経済政策課に到達確認の電話を行うこと。

※郵送による場合は、書留郵便の方法に限る。

エ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市 環境経済局 経済部 地域経済政策課
メールアドレス c.keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp
電話 042-707-7542 (直通)

(2) 企画提案項目

別紙1「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 仕様書」及び別紙2「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 企画提案評価基準」を踏まえ、具体的な提案を行うこと。

なお、提案書の構成は、別紙2「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 企画提案評価基準」の評価項目に沿った順序による章立てとすること。

(3) 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案
- エ プレゼンテーションに出席しなかったものの提案

(4) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受注候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。
- ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- キ 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 企画提案審査の方法及び受注候補者の選定

1 企画提案書等の審査

審査に当たっては、本市が設置する評価委員会（非公開）において評価基準に従い審査を行う。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年6月1日（月）

※時間・会場等の詳細は対象者に別途連絡する。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションは、企画提案書の内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書（副本）のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。企画提案書の内容に修正・補正がある場合は、口頭で説明すること。

イ プレゼンテーションは、評価委員会の委員（以下「委員」という。）が公平、公正な採点を行うことができるよう、企画提案者の名称を伏せることとし、会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないこと。

ウ 別紙2「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 企画提案評価基準」に従い評価を行う。

エ 企画提案者の出席は3人以内とし、時間は35分程度（説明20分、質疑応答15分程度）を予定している。

3 評価基準

企画提案の評価基準は、別紙2「さがみはら産業振興ビジョン策定等業務委託 企画提案評価基準」のとおりとする。

4 受注候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、委員1人につき、100点を満点とした点数をつけ、委員5名の点数を合計する（500点満点）。最も高い総合得点を獲得した提案者を受注候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受注候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受注候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受注候補者として手続を行うものとする。

(3) 最も高い総合得点の者が同点の場合の順位は、評価項目の「ビジョン作成（アウトプット）」、「分析」の順で得点が高い者を上位とする。

(4) 審査の結果、いずれの提案も評価点の総合得点が300点（6割）に満たない場合は、受注候補者を選定しない場合がある。

(5) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受注候補者を選定しない場合がある。

(6) 提案者のうち、受注候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和8年6月12日(金)までに通知する。

また、結果のうち、次の項目を市ホームページで公表する。

・受注候補者名 ・すべての企画提案者の評価項目ごとの得点及び総合得点

5 選定の取消

受注候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次の項目に該当することになった場合には、本プロポーザルの受注候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たに受注候補者として手続を行うものとする。

- (1) 「第1章 4 参加者に必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語とする。
- (2) 本契約において使用する通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約においては、契約書の作成を要する。
- (4) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (5) 本契約の締結に当たり、契約保証金として、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (7) 市は、次の場合に審査手続を中止する。
 - ア 天災等により事業の実施が困難なとき。
 - イ 提案書を提出する意思を示した事業者がないとき。
 - ウ 条件を満たす提案がないとき。
- (8) 本プロポーザルの参加者は、評価委員会による受注候補者の選定前であれば、いつでも辞退することができる。
- (9) 受注候補者等に選定された者からの棄権は原則として認めない。
- (10) 受注候補者等に選定された権利を他者に譲渡することは認めない。
- (11) 受注候補者と仕様の細部や契約金額について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (12) 契約に当たっては、提案のあった企画の内容を基に協議を行うが、全ての提案内容が反映されるとは限らない。
- (13) その他この要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、政令及びその関係法令、並びに相模原市が制定する関係条例・規則等に準じるものとする。